

平成28年9月定例会 総務委員会委員長報告

33番 野本 靖でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、総務委員会に付託されました議案並びに請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

総務委員会に付託されました7件の議案につきましては、全て原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項等について申し上げます。

初めに、総務部及び財政部の所管事項について申し上げます。

承認第6号の市長専決処分については、議会への事前説明の不足により、詳細な説明を求める必要が生じたことから福祉環境委員会に付託されたものであります。情報システム改修関係や指名停止関係など本委員会の所管事項との関連があるため、総務部関係の審査において、財政部同席のもとで集中的に調査を行いました。

市からは、議会への説明に的確さを欠いたことで、議会との信頼関係を損ねる結果となったことに対するおわびと、専決処分に至った経緯等について詳細な説明がなされました。公正取引委員会の行政処分を受けた企業への対応が極めて事務的で、問題意識が希薄であったということが第一の問題と考えているとのことであります。

については、今後、このような状況が起こることのないよう、議会や市民への説明責任を十分かつ丁寧に果たすよう強く要望いたしました。

併せて、今後、法令に違反をした企業に対して職員が問題意識を持って業務に当たるとともに、指名停止措置の取扱いについて、早期に対応できるような方策を多面的に検討するよう要望いたしました。

次に、市民生活部の所管事項について申し上げます。

地域発きらめき事業及び地域きらめき隊については、6月定例会の本委員会委員

長報告のとおり、去る8月1日、閉会中に委員会を開催し、改めて調査を行いました。

市では、今年度から配置された地域きらめき隊が中心となって、実施主体である住民自治協議会等と連携し、策定した計画に基づき、地域発きらめき事業の推進を図っているとのことであります。

事業の推進に当たっては、住民自治協議会、区長等地域住民に対して十分説明を行い、理解を得ながら進めていく必要がありますが、併せて、地域在住の議員など関係者に対しても随時説明を行うよう要望いたしました。

また、地域発きらめき事業については、全市的な展開の可能性という視点からも検証することで、市民生活部が窓口となって、市全体の地域活性化につながる取組とすることができるよう要望いたしました。

さらに、地域きらめき隊員については、地域の実情に応じて正規の勤務時間外に活動することが必要な場合も想定されるため、フレックスタイム制など柔軟に対応できるような勤務体制を検討するよう要望いたしました。

次に、企画政策部の所管事項について申し上げます。

市は、現在策定が進められている第五次長野市総合計画について、新設された総合計画推進本部において、その推進を図っていくとのことであります。

については、体制を整備し、同計画に掲げられた各施策を着実に実現していくよう要望いたしました。

次に、消防局の所管事項について、2点申し上げます。

1点目は、消防団についてであります。

6月定例会の本委員会委員長報告のとおり、去る8月1日に消防団との懇談会を開催し、積極的な意見交換等を行ったところであります。

委員からは、ドイツで行われている事例のように、大規模災害発生時における近隣の全ての企業による応援体制を参考に、行政として調査研究する必要がある、そして、将来的に消防団事務については、常備消防と連携しながら自立した体制で行えるよう検討する必要があるなどの意見が出されました。

また、消防団からは、処遇改善については、報酬や出動手当よりも携帯無線機や

雨衣の配置を前倒しするなどとともに、安全対策装備品である災害活動用長靴、切れにくい手袋などを配備してほしい、信州消防団員応援ショップ事業については、衣食住に関する店舗を初めとして、郊外でも利用しやすい登録店舗を増やしてほしい、との意見が出されました。

本委員会としては、地域防災力の中核を担う消防団の更なる充実強化につながるよう、今後も継続して消防団との懇談会を開催してまいりたいと考えております。

2点目は、消防職員の勤務時間についてであります。

政府は、重要事項と位置付ける働き方改革に関し、具体的な実行計画を策定するため、働き方改革実現会議を設置しました。

働き方改革には広範囲の事項が想定される中、消防職員においては、24 時間、365 日の当直勤務体制で不規則な勤務シフトとなっております。

については、万全の体制で、市民の安全・安心の負託に応えるため、今後、国や他消防本部の動向を注視していくよう要望いたしました。

次に、請願の審査について申し上げます。

初めに、請願第15号 戦争法＝安保法制の廃止を求める意見書の請願について申し上げます。

なお、本請願の審査に当たっては、参考人の出席を求め、趣旨等の説明及び質疑を行いました。

まず、採択すべきものとして、「南スーダンPKO活動において付与された駆け付け警護などの新任務は、自衛隊員の生命財産に対するリスクが高まる危険性がある。」、「この危機感をしっかり共有し、長野市民、長野県民の民意に応える必要がある。」、「災害復旧など国内外における活動が評価されている自衛隊の存在意義を考えると駆け付け警護などの新任務を付与することなく現状を維持すべきである。」、「最近の南シナ海や尖閣諸島を巡る情勢を見ると、安保法制は抑止力として全く機能しておらず、逆に緊張感が高まっている。国と国のもめごとを武力をもって解決をするという時点で明らかな憲法違反である。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「戦争自体には反対であり、また銃火器使用

にも反対であるが、国の尊厳や国益をいかに守るのか考えていかなければならない。戦争法＝安保法という創作語でなく、請願はそれらのことに寄り添ったものにしてほしい。」「どの国も一国だけで自国の安全を守ることができない時代である。自国防衛のための集団的自衛権の一部行使を認め、切れ目のない対応を可能とし、抑止力を高めることにより、国民の命と平和な暮らしを守り抜くための平和安全法制である。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第16号 慎重な憲法論議を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「国は、憲法をしっかりと遵守し、憲法論議を国民に示しながら進めるとともに、憲法改正発議を行うに当たっては、各界各層の国民の意見をよく聴きながら進めるべきである。」との意見が出されました。

一方、継続審査とすべきものとして、「今後、衆参両院の憲法審査会において憲法論議が動き出す前の段階であることから、もう少しその状況を見る必要がある。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、継続審査について諮ったところ、賛成多数で継続審査とすべきものと決定いたしました。

最後に、請願第17号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める請願について申し上げます。

本請願については、請願者の願意を酌み、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。